（前のページより続き）

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一四九
会社その他
会社決算公告　一五〇

省　令

○外務省令第七号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月三十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その者が研修を受けるべき研修国又は研修地」を「その者の属する在外公館」に改める。

別表を次のように改める。